

産業構造審議会製造産業分科会  
航空工場検査委員国家資格制度等小委員会  
(第1回) 議事要旨

● 日時

平成31年3月12日(火曜日) 10:00～11:30

● 場所

経済産業省本館17階第2特別会議室

● 議題

航空検査技術者資格制度等に関する検討について

● 出席者

委員長(代理) : 松尾委員

委員 : 佐藤委員(海老名氏代理)、並木委員、宮崎委員

事務局 : 畑田航空機武器宇宙産業課長 他

● 議事概要

事務局より資料4について説明した後、委員より次の意見があった

○航空機の製造方法は進歩しており、航空検査技術者に求められる役割も変化している。

○設計、製造、製造に係る検査等は各々の専門家が担う一方、認可を受けた通りの工程で作業が行われたかを確認する航空検査技術者は、社内でのプロセスや工程管理の仕組みなどを知っていることが重要。

○試験内容のような航空工学等の知識を持っているにこしたことはないが、社内教育や実務経験の中で習得される機会もある。ペーパーテストから実務経験に移行することがより効果だろう。

○航空機の整備に携わる者は、航空法の国家資格を持つ航空整備士や認定事業場として認められた社内資格を持つ技術者であり、このような資格で能力や経験を証明することができる。

○航空機は安全性が重要。資格試験を残して最新の技術に関する知識を習得する機会となるよ

うに試験内容を変えるというのも一案。

- 航空機に係る事業者は、航空法の規制も受けており、二重行政と感じるところがある。
- 事業者は、航空法についてはよく知っているが、航空機製造事業法は担当者には馴染みのない法律。法律上必要な手続きなどは事業者が理解するための取組を実施いただきたい。
- 大企業であれば社内教育ができるだろうが中小企業では難しい可能性があり配慮をすべき。
- 新規参入者にも配慮をすべき。
- 本国家試験は合格率が低いことや学生が受験していることを考えると、資格を持っていることがステータスとなっている面があるのではないか。
- 受験人数や受験料と試験作成・実施にかかるコストを比較して考えると行政コストが相当かかっているのではないか。
- 事業活動の調整と生産技術の向上を図るという法目的を考えると、立法時からの役割変化、指摘のあった二重行政の解消など、法律そのものも見直していくべきではないか。

●お問い合わせ先

経済産業省製造産業局航空機武器宇宙産業課

電話 : 03-3501-1692

FAX : 03-3501-7062